

令和8年度千葉県奨学生予約募集要項

1 趣旨

千葉県教育委員会は、経済的な理由によって修学が困難な者で、高等学校等に入学又は進学後、千葉県奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の貸付けを希望する者をこの要項により予約募集する。

2 申請資格

中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む。）に在学している者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）令和8年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）への入学又は進学を希望する者であること（高等専門学校は対象外）。
- （2）独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が県内に住所を有する者であること。
※独立の生計を営む成年者である場合にあつては、県内に住所を有する者であること。
- （3）修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- （4）経済的理由によって修学が困難な者であること。
- （5）「母子及び父子並びに寡婦福祉資金(修学資金)」の貸付けを受ける予定のない者であること。

※進学先が専修学校の場合

専修学校の高等課程については、以下の条件に該当する学校及び課程の在学者を対象とする。

- （1）職業に必要な技術の教授を目的とする学科であること（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術等に関する学科をいう。）。
- （2）修業年限が2年以上の学科であること。
- （3）授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が定められている学科であること（随時入学や随時卒業を認めている学科は対象とならない。）。

3 貸付期間及び貸付月額

（1）貸付期間

令和8年4月分から、入学又は進学した高等学校等の正規の修学期間が終了する月分まで。

ただし、毎年度当初に貸付要件の再確認を行い、千葉県奨学資金の貸付要件を満たしていない場合は貸付けを打ち切る場合がある。

（2）貸付月額（下表から高等学校等進学後に選択）

区分	国公立高等学校等	私立高等学校等
貸付月額 (自宅通学)	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円

※ 自宅外通学の場合、本表の貸付月額に5,000円の加算を希望することができる。

※ 国公立高等学校等に進学する場合、収入基準を満たしていれば、低所得世帯加算（7,000円）を希望することができる。

4 推薦締切

令和7年11月14日（金）

5 申請等手続

(1) 申請書類（生徒作成）

ア 奨学資金貸付予約申請書（規則第一号様式）

イ 収入証明書

※家計支持者（原則として親権者。親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）の令和7年度課税（非課税）証明書（令和6年分所得証明書）、源泉徴収票、確定申告書（写）等の写し。

ただし、令和6年1月2日以降に就職・転職・開業・失職等した場合は、以下の書類を提出する。

①就職・転職等の場合：直近2～3カ月の給与明細書の写し又は収入見込証明書

（現職のものに限る。提出できない場合は「収入に関する副申書」も可）

②開業・失職等の場合：別添「収入に関する副申書」（保護者からの聞き取りにより学校が作成）

ウ その他資格審査に必要な書類

(2) 推薦書類（学校作成）

ア 推薦名簿（別紙）

イ 推薦書（規則第二号様式）

ウ 収入に関する副申書

※（1）イの収入証明書により現在の収入が確認できない場合に作成する。

(3) 申請書類の提出先

申請者の在学する中学校

(4) 予約決定手続

在学する中学校長から推薦のあった者について、教育委員会が採用の可否を決定し、通知する。

6 奨学資金の貸付口座

奨学生本人名義の口座とする。ただし、振込先となる口座は高等学校等入学後に届け出る。

7 返還方法

貸付終了から6か月経過後、規定の年数以内に月賦、半年賦又は年賦の均等払方式で返還する。

※ 貸付けは無利息。ただし、滞納した場合には年5%の延滞利息が課せられる。

8 高校入学後の手続き

予約募集に申請した場合でも、高校入学後に改めて手続きが必要となる。

手続きについては高校入学後、高校の担当へ申し出ること。

高校入学後に初めて申請を行った場合より、早い時期に貸付けが開始される。

※ 予約募集の場合、原則として4～5月に開始するが、入学後の募集の場合、原則として6月

（千葉県立学校へ進学の場合）または7月（その他の高校へ進学の場合）に開始する。

原則として毎月振込むが、初回貸付け分は4月から当該月分までをまとめて振り込む。

9 その他

(1) 千葉県奨学資金は貸付金であり、将来返還しなければならないことを理解して申請すること。

(2) 署名欄については、申請者が必ず自署すること。

(3) 奨学資金貸付申請書の「奨学資金希望理由」欄についても、必ず申請者が自筆で記入すること。

(4) 高校入学後に、改めて奨学資金貸付申請書等必要書類を提出することとなるが、その際には連帯保証人（原則として父母）、保証人（別生計の成年者）が必要となる。

(参考)千葉県奨学資金貸付金の案内における留意点について

千葉県奨学資金につきましては、日頃から円滑な事務処理に御協力をいただき、お礼申し上げます。

予約奨学生の案内に際し、生徒及び保護者に対して、以下の3点をお伝えいただきますようお願いいたします。

- 1 卒業後に**返還が必要な制度**であること。
- 2 書類審査のため、**予約奨学生の決定を即日には対応できないこと。(※)**
- 3 予約奨学生となった場合、**高校入学後に書類の提出が必要**であること。(提出先は高校となります)

※ 千葉県の事業ではありませんが、私立高等学校の中には、千葉県奨学資金の予約奨学生となっている場合に学費の分割納付を受け付けている学校があります。

(例:飛鳥未来高等学校 初期費用軽減&学費分割制度)

例年、該当私立高校への入学手続きの直前に、予約奨学生の追加申請についてのお問合せをいただくことがありますが、日程によっては対応できない場合があるため御留意ください。

また、奨学資金につきまして、保護者から問い合わせがあった場合や、特別の事情がある場合等には、お手数ですがなるべく貴校で取りまとめの上、財務課育英班まで御連絡ください。

千葉県教育庁企画管理部 財務課 育英班
電話 043-223-4027

令和8年度
千葉県奨学生予約募集案内

奨学資金を希望する皆さんへ

千葉県奨学資金

＜はじめに＞

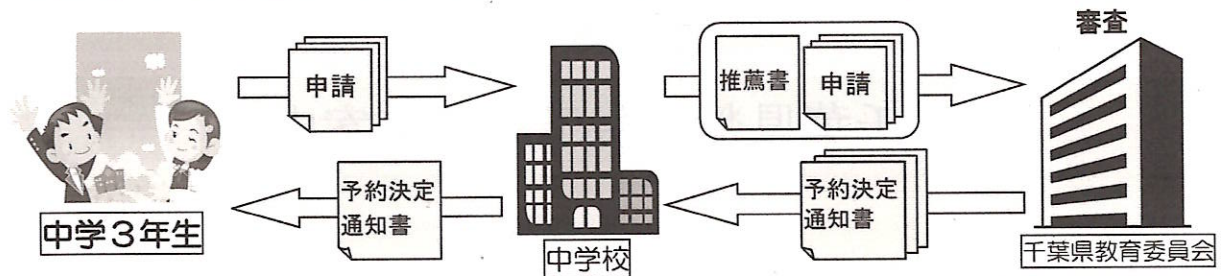
この千葉県奨学資金は貸付制度ですので、貸付終了後には、生徒本人に返還する義務が生じます。

千葉県奨学資金の予約を希望する場合は、この案内をよく読み、責任を持って申請してください。

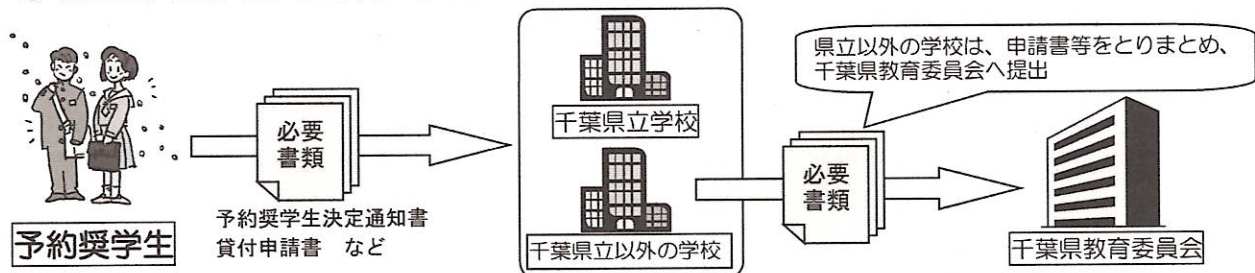
なお、書類の中で自分ではわからない箇所があった場合は、家族の方とよく相談して記入するようにしてください。

千葉県奨学資金の仕組み

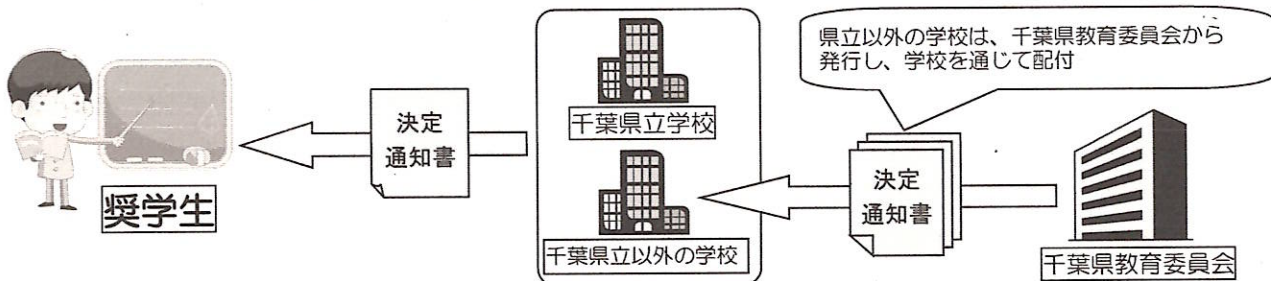
- ① 予約奨学生の申請書等を揃えて中学校へ提出します。
審査後、予約奨学生に決定したら、「予約奨学生決定通知書」が届きます。



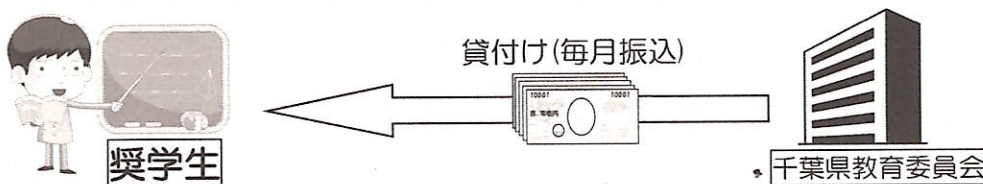
- ② 高校等に進学後、進学先の学校へ「予約奨学生決定通知書・申請書等」を提出します。



- ③ 奨学生として正式に決定し、「奨学生決定通知書」が発行されます。



- ④ 決定通知書発行後、貸付けが始まります。



- ⑤ あなたが借受けた奨学資金の返還金は、後輩に引き継がれます。
(新たな奨学生へ貸付けされます。)



卒業後、経済的事情（例：給与所得者の場合、年間収入金額230万円以下等が条件）や大学等への進学、病気、災害等により返還が困難な場合、申請をすれば返還の猶予（返還の延期）が受けられます（減免するものではありません）。

1 千葉県奨学資金

千葉県では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

2 千葉県奨学資金の予約

千葉県奨学生の予約は、現在、中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む）に在学し、かつ、高等学校等に入学又は進学後に千葉県奨学資金の貸付けを希望する者に対し、あらかじめ家計基準等の審査を行う制度で、予約が決定した者は、千葉県奨学資金の「予約奨学生」となります。

※実際に貸付けを受けるためには、高等学校等入学後に改めて申請することが必要です。

予約募集に応募した場合、通常申請よりも早い時期に貸付けが開始されます。

ただし、いずれも4月分からの貸付になりますので、貸付総額は同じです。

3 資格要件

(1) 令和8年度に高等学校等への入学又は進学を希望する者。

(2) 保護者（親権者）が千葉県内に住所を有する者。

※独立の生計を営む成年者の場合は、千葉県内に住所を有する者。

(3) 修学意欲があり、かつ性行が正しい者。

(4) 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく修学に必要な資金（「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける予定のない者。

※ 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける場合、千葉県奨学資金の貸付けについては辞退していただくことになります。

(5) 経済的理由により修学が困難[※]な者。

※ 経済的理由により修学が困難であるかどうかは、「4 収入基準」により判断する。

4 収入基準

家計支持者の収入金額から所得金額を算出し、その金額から規定の控除額を差し引いた金額が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。

〔収入の目安〕

区分	給与収入の場合	営業所得等の場合
4人世帯 ^{※1}	665万円	291万円
5人世帯 ^{※2}	784万円	376万円

※¹ 父・母・申請者本人（高校生として計算）・中学生の4人世帯を想定した金額。

※² 父・母・申請者本人（高校生として計算）・中学生・小学生の5人世帯を想定した金額。

○「給与収入の場合」は収入金額（税込）、「営業所得等の場合」は収入金額から必要経費を引いた金額です。家族構成等によっては、実際の基準額は上記目安額から変動します。

○「営業所得等」とは、自営業・漁業・農業等による営業所得、不動産所得等を指します。

○予約募集の場合、まだ進学先が決定していないため、国公立・私立のいずれに進学を予定する場合でも、上記の目安額で審査します。高校入学後に一次募集で申請をする場合、状況によっては基準が変わる可能性があります。

5 貸付期間

令和8年4月分から卒業するまでの正規の修学期間となります。

注) 入学金等としての一括貸付は行っておりません。入学後、原則として毎月振り込みます。

ただし、初回貸付時等、審査が必要な場合は、審査終了後に数か月分をまとめて振り込むことがあります。

6 申請方法

申請は在学する中学校を通して行います。奨学資金貸付予約申請書に必要書類を添付して、担当の先生に提出してください。

7 申請書類

(1) 奨学資金貸付予約申請書 (記入例:P.6)

(2) 家計支持者 (原則として父母双方。父母がいない場合父母に代わって家計を支える人) の令和7年度課税 (非課税) 証明書、令和6年分源泉徴収票、令和6年分確定申告書 (控) 等 (写し可)

※ 申請時に無職及び令和6年以降に就職・転職・失業・開業した場合等は、以下の証明書類を御提出ください。

(ア) 就職・転職した場合: 直近2～3か月の「給与明細書」の写し、又は「給与見込証明書」
(いずれの場合も現職のものに限る)

(イ) 失業した場合: ハローワークで交付される「雇用保険受給者証」の写し

(ウ) 開業した場合: 学校作成の「収入に関する副申書」

(エ) 無職の場合: 学校作成の「収入に関する副申書」

(3) その他の証明書類 (特別な支出がある場合は、担当の先生に相談してください。)

8 予約奨学生になったら

予約が決定したときは、「予約奨学生決定通知書」など関係書類を交付します。

高等学校等に進学後、改めて貸付けの申請が必要となります。その際に使用しますので、関係書類は大切に保管してください。

9 高等学校等入学後の手続き

(1) 奨学資金貸付申請書等の提出

令和8年4月に入学後、教育委員会が交付した「予約奨学生決定通知書」に「奨学資金貸付申請書」等の必要書類を添付し、速やかに入学した高等学校等に提出してください。

※ 予約奨学生も、本申請の手続を行った後、高等学校等を経由して「奨学生決定通知書」が交付されるまでは「千葉県奨学生」として決定しておらず、貸付けができませんのでご注意ください。

(ア) 貸付月額の選択 (高校入学後の申請時に以下の表から選択)

	国公立	私立
自宅通学	10,000 円	10,000 円
	20,000 円	20,000 円
		30,000 円
自宅外通学※	15,000 円	15,000 円
	25,000 円	25,000 円
		35,000 円

※ 「自宅外通学」は、現に自宅以外から通学している人及び特別な事情のある人で、自宅外通学の月額を希望する人に貸付けを行うものです。
自宅外通学の場合でも、自宅通学の金額を選択することも可能です。

(イ) 連帯保証人・保証人の選定

貸付申請書類を提出する際には、連帯保証人及び保証人の署名・押印が必要となります。

連帯保証人・保証人となるための条件は、次のとおりです。

連帯保証人：奨学生本人と連帯して返還の責任を負う者。

本人が未成年者の場合は、親権者（親権者がいない場合は後見人）。

将来の奨学資金返還の義務等について、連帯保証人としての責任を理解していること。

保証人：奨学生及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する者であって、奨学資金返還の義務等、保証人としての責任を理解していること。

奨学生及び連帯保証人とは別生計の成人者。

申し立てにより、請求のあった支払い義務を2分の1とすることができる。

注) 保証人として選任された方に対しては、在籍する高等学校又は千葉県教育委員会から、保証人として選任されたこと及び保証人の義務等について了解していることの確認のため、御連絡いたします。

(ウ) 奨学資金受領口座

貸付金は、千葉県教育委員会から、受領口座として指定された口座へ、原則として毎月振り込みます。受領口座は必ず申請者（生徒）本人名義の口座としてください。

※ 貸付金の振込みについては金融機関の指定はありませんが、貸付終了後の返還については、口座振替に対応していない金融機関（みずほ銀行、埼玉りそな銀行 等）がありますので、ご注意ください。

(2) 「奨学生現況報告書」の提出

奨学資金の貸付けが継続している期間、世帯状況の確認のため、毎年度初めに、「奨学生現況報告書」を提出していただきます（毎年4月中で、初回は令和9年4月に提出）。

確認の結果、千葉県奨学資金の貸付基準に合致しないと判断した場合、貸付けを辞退していただくことがあります。

10 その他

(1) 進学後も奨学生の募集がありますので、希望者は、進学後に申請することも可能です。

(2) 高等専門学校（国公立・私立）は、独立行政法人日本学生支援機構が貸付対象としていることから、千葉県奨学資金の貸付けは行っておりません。

予約募集の決定を受けていても貸付けはできませんので、御注意ください。

11 返還について

千葉県奨学資金は、貸与型奨学金であり、貸付終了後には返還の義務があります。

（返還金は直ちに後輩への奨学資金として貸し付ける仕組みとなっています）

貸付終了から6か月を経過した後、原則として口座振替で返還していただきます。

(1) 返還方法（①～④のいずれかを選択）

①毎月払い

②6月・12月の年2回払い

③6月の年1回払い

④12月の年1回払い

(2) 返還年数（均等払いとし、端数がある場合は最終回に返還）

貸付けを受けた奨学資金の額	最大返還年数
80万円以下のもの	10年
80万円を超え110万円以下のもの	12年
110万円を超えるもの	14年

12 延滞利息

奨学資金の貸付けは無利息ですが、奨学資金の返還を滞納したときは、延滞利息（年5%）が課せられます。

返還がない場合には、連帯保証人等にも請求いたします。

13 返還に困ったときは

高等学校等卒業後、大学等に進学したときや、病気、災害等により返還が困難な場合、返還の猶予（返還開始の先送り）ができます。

なお、返還の猶予を受ける際は、返還猶予申請の手続きが必要となります。

<注意>

千葉県奨学資金の返還について長期に渡って滞納した場合、状況によっては、法的措置や民間の債権回収会社への委託を実施することがあります。

【個人情報について】

申込のときに記入していただく個人情報については、奨学資金の貸付(及び返還)業務において使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。

奨学資金貸付予約申請書の記入例

◎ボールペン等（消えないものに限る）を使用し、修正液等は使わないで下さい。

この申請書の「家族」欄では、同一生計の方を家族として記載してください。

（就職して独立した兄・姉等は含みません。別居し、仕送りを受けている大学生の兄・姉等は家族として記載して差し支えありません）

第一号様式（第二条）

奨学資金貸付予約申請書

実際に記入した日付

令和7年10月〇〇日

生徒本人が自署すること

千葉県教育委員会

申請者 千葉 太郎

生徒本人の氏名です。
フリガナも必要。

生徒本人の生年月日・
年齢を記入。

在籍している中学校名・
学年を記入。

千葉県奨学資金貸付予約第6条の規定に。申請します。

フリガナ	チバ タロウ	平成22年7月1日生 (満15歳)	学校名	〇〇市立〇〇 中学校				
氏 名	千葉 太郎			第 3 学年				
住 所	住所は郵便番号から、電話番号は市外局番から記入してください。			総 収 入 額				
家 族	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	勤務先	年収(税込)	合計	5,817 千円
	①父	千葉一郎	48歳	会社員	〇〇千葉商会	5,017千円		
	②母	千葉花子	43歳	パート	〇〇千葉マート	800	就学者の 在学学校名	学年
	③本人	千葉太郎	15歳	学生				
	④弟	千葉次郎	12歳	学生			〇〇中学校	1
	⑤妹	千葉菜々子	5歳					
	⑥							
⑦								
奨希 学望 資金 理由	（具体的に記入すること。） 学業や部活を頑張っていきたいが、経済的に修学が困難であるため奨学資金の貸付を希望します。高校卒業後は、次の奨学生のためにも、計画通り返還していきます。 生徒本人が自筆で奨学資金貸付の希望理由を記入すること。 ※親による代筆の場合は、受付できません。							

注 申請者は

(別紙)

令和 年 月 日

千葉県教育委員会教育長 様

学校名

令和8年度千葉県奨学生の手約募集について（申請）

このことについて、下記の者を令和8年度千葉県奨学生採用候補者として推薦し、別添のとおり申請書等を提出します。

記

千葉県奨学生採用候補者推薦名簿

学年	氏 名	認 定 総所得 金 額 基準額	世帯 人数	就学者					家 計 支持者	備 考
				小	中	高	専	大		

【記入例】

学年	氏 名	認 定 総所得 金 額 基準額	世帯 人数	就学者					家 計 支持者	備 考
				小	中	高	専	大		
3	千葉 太郎	470 2,210	5		1	3			父 母	

第一号様式（第二条第一項）

奨学資金貸付予約申請書

年 月 日

千葉県教育委員会様

生徒本人の自署

申請者

私は、高等学校等に入学を希望しており、入学後に千葉県奨学資金の貸付けを受けたいので、千葉県奨学資金貸付条例第6条の規定により申請します。

フリガナ		年 月 日生		学校名		中学校	
氏 名		(満 歳)					
住 所 〒						第 学年	
TEL						総 収 入 額	
家 族	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	勤務先	年収(税込)	千円
	①父		歳			千円	就学者の 在学学校名
	②母		歳				
	③本人		歳				学年
	④		歳				
	⑤		歳				
	⑥		歳				
	⑦		歳				
奨希 学望 資金 理由	(具体的に記入すること。) ※生徒本人が自筆で記入すること。						

注 申請者は、自筆のこと。

第二号様式（第二条第一項及び第三条）

奨 学 生 推 薦 書

作成者氏名

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

氏 名		中学校名	中学校 ※ 在学・卒業	
在学学校	※全日制 定時制 通信制 科 第 学年 立 学校			
判 定	特 別 控 除		認 定	
	(1)母子・父子世帯	千円	総所得金額 (ア)	千円
	(2)就学者 小 () 中 () 高 () 高専 () 大 () 専修<高・専> ()	千円		
	(3)障害者（続柄 ）	千円	特別控除額 (イ)	千円
	(4)長期療養者（続柄 ）	千円		
	(5)主たる家計支持者の別居	千円	認 定 総所得金額 (ア)－(イ)	千円
	(6)災 害 ()	千円		
計 (イ)		千円	(人) 基 準 額	千円
表記の者は、修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であり、千葉県奨学生として適当な者と認め、推薦いたします。 年 月 日 校長 職印 千葉県教育委員会 様				

収入に関する副申書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

学校長 印

下記申請者に関する収入状況が以下のとおりであることを確認しましたので、本副申書により収入証明書として取扱い願います。

記

中学校名	中学校 第 学年 在学
申請者	住所 〒 フリガナ 氏名
本副申書の対象となる 家計支持者① (申請者との続柄)	住所 〒 フリガナ 氏名 続柄 ()
本副申書の対象となる 家計支持者② (申請者との続柄)	住所 〒 フリガナ 氏名 続柄 ()

収入状況

↓該当するものに☑してください。

☐ 上記の家計支持者 () が現在、無職・無収入の状態であることを確認しました。

※該当するものに○

退職 ・ 就職活動中 ・ その他の理由 ()

☐ その他収入について、事情により金額の分かる書類が添付できませんが、収入金額は以下のとおりであることを確認しました。

(1) 収入の種類

(2) 状況

(3) 収入(見込み)金額

※何を、どこから、いつから、金額など、具体的に記入すること

(注) 生活保護受給金額、各種年金等の受給金額については本副申書によらず、別途証明書類を提出してください。